



家庭的保育、小規模保育、事業所内保育を行う  
事業者のみなさまへ

# 災害共済給付のご案内

医療費だけでなく、障害見舞金・死亡見舞金を給付します



わずかな掛金で厚い給付が行われます  
災害共済給付制度にご加入下さい



平成27年度実績  
給付件数210万件、給付金190億円

※加入には、市区町村長から認可を受けている必要があります。

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

**JAPAN SPORT**  
COUNCIL

# 災害共済給付制度とは

災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと保育事業者との災害共済給付契約により、保育中の児童の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国・保育事業者・保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

災害共済給付の加入対象は、地域型保育事業のうちの家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の他、幼保連携型認定こども園、保育所及び学校（幼稚園から高校・高専まで）であり、現在、全国の児童生徒総数の約95%にあたる1,691万人（平成27年度）が加入しています。

保育中、登園中及び降園中に発生したけが等について、保育事業者の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。

共済掛金の額（児童1人あたりの年額） (H28.5.1 現在)

	一般児童	要保護児童生徒
保育所 保育事業	375 (200) 円	65 (45) 円

※免責の特約を付した場合の額です。（ ）内は、沖縄県における共済掛金の額です。

# 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原因である事由が保育事業者の管理下で生じたもので、治療（健康保険等の医療保険対象のもの）に要する費用の額が500点（5,000円）以上のもの</li> <li>けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険診療の医療費総額の4割（そのうち1割はセンターの付加給付）の額【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、センター付加給付分のみ】</li> <li>高額療養費の対象となる場合は、自己負担額にセンター付加給付分を加算した額</li> </ul>
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合 (その程度により第1級から第14級に区分される)	3,770万円～82万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,885万円～41万円)
死亡見舞金	保育事業者の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	2,800万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,400万円)
	<b>突然死</b> 運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの 運動などの行為と関連なしに発生したもの（乳幼児突然死症候群など）	2,800万円 (通園中の災害の場合は半額となり1,400万円) 1,400万円 (通園中の災害の場合も同額)

## ●給付の全部又は一部が行われない場合

- 1 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたとき
- 2 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたとき
- 3 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童についての医療費（医療扶助があるため）
- 4 非常災害（風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの）による児童の災害

## ●医療費の支給期間

- 初診から最長10年間

## ●請求の時効

- 給付事由が生じた日から2年間

# 給付金の請求方法

## 保育事業者の管理下でけがをして病院で治療を受けた場合

例えば、こんなとき



○転倒による負傷



○おもちゃの誤飲

### 保護者が行うこと

医療機関で治療後、医療費の証明を受け、  
保育事業者に提出する



提出

支払

### 保育事業者が行うこと

けがの発生状況の報告書と  
医療費の証明をセンターに提出する



請求

支払

### センターが行うこと

提出された書類を審査して、  
保育事業者を通して給付金を保護者へ支払う



- 医療費の証明は、「医療等の状況」というセンターへ請求するための用紙を使用します。医療機関で記載していただくもので、ホームページからダウンロードできます。
- センターへの請求手続きは、保育事業者が行うこととなります。
- センターへの請求は、原則インターネットを利用した「災害共済給付オンライン請求システム」にて行います。




## 加入をご検討の保育事業者の方へ

災害共済給付への加入をご検討の保育事業者の方は、手続きや不明点について、ご説明させていただきますので、まずは下記担当課へご連絡ください。

加入手続きができる期間は、毎年5月1日から5月31日までとなります。5月後半は大変混み合いますので、加入の申込みは5月10日までにご連絡いただきますようお願いします。

### 加入の手続きの流れ

- 1 市区町村長の認可を受けていることを証明する「認可証(写)」をご用意ください。
- 2 下記担当課にご連絡ください。センターより「事前確認書類」をお送りします。
- 3 ②の書類に必要事項を記入し、「認可証(写)」と一緒に下記担当課にお送りください。
- 4 加入に必要な書類をセンターよりお送りしますので、必要書類に記入、押印を行い、センターにご返送ください。(※契約書を作成し、指定口座に共済掛金をお振込みいただき、手続きは完了です。)

 5月31日までに加入手続きが完了すれば、4月に発生したけがから給付対象となります。

## 日本スポーツ振興センター学校安全部 問合せ先

担当課名	該当地域	電話番号	住所
仙台給付課	北海道、青森、岩手	022-716-2107	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-15
	宮城、秋田、山形、福島	022-716-2108	日本生命仙台勾当台南ビル 8階
給付第二課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉	03-5410-9162	〒107-0061
	東京、神奈川、新潟、山梨、長野	03-5410-9163	東京都港区北青山 2-8-35
名古屋給付課	福井、愛知、三重	052-533-7822	〒450-0001
	富山、石川、岐阜、静岡	052-533-7823	名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 16階
大阪給付課	大阪、奈良、和歌山	06-6456-3602	〒530-0001
	京都、滋賀、兵庫	06-6456-3603	大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第4ビル 7階
広島給付課	鳥取、島根、岡山、広島、山口	082-511-2956	〒730-0011
	徳島、香川、愛媛、高知	082-511-2957	広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 10階
福岡給付課	福岡、鹿児島、沖縄	092-738-8725	〒810-0001
	佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎	092-738-8726	福岡市中央区天神 4-8-10 都久志会館 5階

学校安全Webホームページ <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）により定められています。この「家庭的保育、小規模保育、事業所内保育を行う事業者のみなさまへ」のお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。